

# 舞鶴市アライグマ防除実施計画書

令和3年3月

舞鶴市

## 1. 計画策定の背景と目的

アライグマは北米原産の動物で、本来日本には生息していなかったが、愛玩動物として輸入され飼養されていた個体が逃げたり捨てられたりして国内各地で野生化している。

本市では、この野生化したアライグマによる農作物の食害や、家屋等への侵入による生活環境汚染が近年急増し、市民生活を脅かす事態となっている。天敵がなく、雑食性で強い繁殖力を持っているため、このままでは個体数が爆発的に増殖し続け、農業被害や生活環境汚染が急速に拡大するだけでなく、動物由来感染症媒介の危険性、さらには生態系への悪影響も懸念されうる状況である。

このため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき、府内市町村や関係機関と連携を図り、計画的に被害対策を行うものである。

## 2. 特定外来生物の種類

アライグマ (*Procyon lotor*)

## 3. 防除を行う区域

舞鶴市全域を対象とする。

## 4. 防除を行う期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（第 1 次計画期間：平成 21 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

（第 2 次計画期間：平成 23 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

（第 3 次計画期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

## 5. 現状

### (1) 生息状況（分布状況）

本市では平成 13 年に初めて生息が確認された後、アライグマによる農作物被害が著しく増加した。また、市街地でも目撃報告が多数寄せられ、捕獲頭数も激増しており、現在は市内全域に生息域が拡大しているものと推察できる。

このことから舞鶴市アライグマ防除実施計画を策定し、平成 21 年度より外来生物法による防除の推進を図った。

その結果、被害額は平成 21 年度をピークに減少し、捕獲数も減少傾向にあることから、生息数及び生息域は縮小していると考えられる。

しかしながら、完全排除に至っておらず、農作物被害も収束しないため引き続き防除の推進に努めるものとする。

## (2) 被害の現状

### ア 農作物被害

アライグマによる農作物被害状況は下表のとおりで、計画策定当初からは減少しているものの、少なからず発生している。

本市におけるアライグマによる農作物被害金額

単位：千円

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
水稲	22				10	20	10					62
いも類	356	100	92	2	13	39		36	1	9	2	650
まめ類	59	19				9	1	4		20	20	132
さといも	18	13						1		0		32
いちご	1,142	344	57			171	24	6			70	1,814
すいか	44			5		75	27	8	1	8	40	208
メロン	174				33							207
さやえんどう		32										32
とうもろこし	6	2	0						0			8
なす	97											97
トマト		168		76		160		7	16	0		427
きゅうり						37					6	43
かぼちゃ	0	10		6	10	16	7	6		1	3	59
だいこん				6	13			2				21
たまねぎ	1	15		21	13			4				54
みかん	10	1										11
ぶどう					83				52	66		201
もも	6											6
かき							0			1		1
合計	1,935	704	149	116	175	527	69	74	70	105	141	4,066

※ 各品目における「0」表記は、被害金額が千円以下であることを示す。

### イ 生活環境被害

家屋及び神社仏閣（文化財を含む）に侵入し、天井裏を糞尿で汚す等の被害が発生している。また、動物由来感染症の危険性も懸念されている。

### ウ 生態系被害

アライグマにとっては、丘陵の水辺環境が重要な餌場となっているため、魚類や両生類、は虫類の生息に大きな影響を与える恐れがある。また、タヌキやキツネなどの生息への影響も懸念される。

### (3) 捕獲状況

本市において、令和2年度までに狩猟、有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲及び外来生物法に基づき防除したアライグマの捕獲頭数の推移は、下表のとおりである。

本市におけるアライグマ捕獲頭数

単位：

頭

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
狩猟による捕獲	26	5	8	1	5	9	2	2	7	4		69
有害鳥獣捕獲	81	56	28	11	10	28	18	22	12	10	6	282
外来生物法に基づく防除	78	35	26	33	18	23	0	1	0	0	0	214
合計	185	96	62	45	33	60	20	25	19	14	6	565

## 6. 防除の目標

防除を行う区域からの完全排除を目標とし、当面は新たな侵入・定着の阻止及び当該区域における被害の軽減を図る。

## 7. 防除の方法

### (1) 調査

防除実施区域内（別紙区域図のとおり）における防除の実施と並行して、地域住民からの目撃報告等に基づくアライグマの生息状況調査及び農作物等の被害状況調査を行うこととし、効率的な防除を進めるものとする。

### (2) 捕獲の方法

被害を受けた農地及び施設、または捕獲要請があった箇所を中心に捕獲用箱わな（以下「箱わな」という。）を設置し、捕獲を実施する。その方法は次のとおりとする。

ア 捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）は、原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）による狩猟免許（わな猟）を有する者とする。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、当該免許非所持者であっても従事者とすることができる。

イ 従事者は餌を入れた箱わなを設置し、監視する。その際、設置箇所について土地所有者等の管理者がいる場合は、餌の付け替え等箱わなが適正な状態に維持できるよう、その管理者に対し、原則として一日一回の巡視を依頼する。

ウ 市は従事者に対し、本計画に基づく従事者証(様式1)を発行するとともに、従事者台帳(様式2)を作成し、適切に管理するものとする。

### (3) 捕獲の際の留意事項

捕獲の際は次の事項に留意して行う。

ア 錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等に周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯するものとする。

イ 箱わなの架設にあたり、本法に基づく防除のための捕獲であることを証明するため、従事者の住所・氏名・連絡先等を記載した標識等を各々の箱わなに装着するものとする。

ウ 鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に行う。

エ 同法第12条第1項又は第2項で禁止・制限された捕獲及び同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないものとする。

オ 箱わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として捕獲業務の円滑な進行を妨げることのないよう適切に行う。

カ 架設箇所を一日一回は巡視することとし、錯誤捕獲があった場合は速やかに放獣するものとする。

### (4) 捕獲した個体の処分方法

捕獲した個体はすべて、できる限り苦痛を与えない方法(二段階麻酔または炭酸ガス方式による安楽死)により殺処理することとする。なお、殺処理した後の個体は原則として焼却処分するが、学術研究等のために必要と認められる目的で学術機関等から譲り受ける旨の申し出があった場合は、譲渡できるものとする。

### (5) モニタリング

防除の実施と並行して従事者による生息状況の観察と被害状況にかかる地域住民からのヒアリングにより、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するように努める。

## 8. 合意形成及び普及啓発

防除の実施にあたっては、地域住民等に防除内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等の普及啓発に努める。